

小山工業高等専門学校点検評価委員会規程

制 定 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校点検評価規程(平成20年4月1日制定)第2条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校点検評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 自己点検評価及び外部評価の企画調整に関すること。
- 二 認証評価を受けるために必要となる施策に関すること。
- 三 JABEEの技術者教育プログラムの認定を受けるために必要となる施策に関すること。
- 四 各評価結果等の検証並びに改善に関すること。
- 五 その他点検評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長(総務主事)、副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 二 専攻科長
- 三 事務部長
- 四 各課長
- 五 第6条に規定する専門委員会の委員長
- 六 その他校長が必要と認めた教員

2 前項第5号の委員(以下「5号委員」という。)の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 5号委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長(総務主事)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副校長(教務主事)をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第6条 委員会に第2条各号に定める事項を専門的に審議し、執行するために、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校機関評価対応委員会規程(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。